

質問回答書

件名： 令和5年度 物品・役務 第13号 甲良町保健福祉センター複合機 賃貸借業務
場所： 甲良町大字在士357番地1（甲良町保健福祉センター1階 事務所内）
期間： 令和5年11月1日 から 令和10年10月31日 まで

質問事項	<ol style="list-style-type: none">1. 当該機器に動産総合保険の付保は必要でしょうか2. 動産総合保険の付保が必要な場合、ソフトウェア及び地震・津波・噴火等の天災は保険事故の対象外とし、賃貸借期間で逡減する一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。3. 賃貸借料のお支払いは、当月ご利用分を翌月末までにお支払いとの認識でよろしいでしょうか4. 契約書(案)を事前にご提示いただくことは可能でしょうか
回答	<ol style="list-style-type: none">1. 回答 <u>動産総合保険の付保の必要はございません。</u> ただし、仕様書6条3項にて「また速やかに正常な状態に復旧できない場合は、受注者は速やかに代替機により対応しなければならない。」とある点にはご留意いただき、こちらの条件が対応いただけるのであれば大丈夫です。2. 回答 なし3. 回答 請求書受付(内容検査終了)後、30日以内に月額料金(賃貸借・保守)をお支払い致します。そのため、支払対象の月の翌月初日前後にご請求書を受領できれば、翌月末付けでの振り込みが可能です。4. 回答 契約書は落札後に協議の上作成するため、事前提示はしておりません。